

## 令和4年度 相良村入湯税の使途状況について

入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対して入湯客に納めていただく税金です。  
その使途は、「環境衛生施設」「鉱泉源の保護管理施設」「消防施設等の整備」「観光の振興（施設整備を含む）」に要する費用に充てられます。

相良村では、令和4年度に収入した入湯税を「観光の振興」に要する経費に充てています。

(単位：千円)

事業名	事業費	当該事業の財源内訳			
		入湯税	補助金	その他	一般財源
環境衛生施設の整備に要する経費	0	0	0	0	0
鉱泉源の保護管理施設に要する経費	0	0	0	0	0
消防施設等の整備に要する経費	2,441	0	1,275	0	1,166
観光の振興に要する経費	9,505	968	0	0	8,537
計	11,946	968	1,275	0	9,703